

津波に対する仕様規定（案）

津波に対し構造耐力上安全な建築物の設計において、構造計算を行わない場合は、以下の仕様を用いることとする。

1.上部構造仕様

- (1) 柱・間柱の樹種は、無等級材の場合ヒノキ、ベイマツとする。スギを用いる場合は、JAS 機械等級区分 E70 以上とする。
- (2) 管柱及び土台の寸法は、120mm×120mm 以上とする。
- (3) 横架材の幅は 120mm 以上とする。
- (4) 土台用アンカーボルト M12 は、1000mm 以内に設置する。
- (5) 耐力壁は、筋交いを採用する。筋交いの厚さは 45mm 以上とする。
- (6) 間柱は、45mm×120mm 抱き合わせとする。
- (7) 胴差し、軒桁のせいは、240mm 以上とする。

2.基礎仕様

- (1) 立ち上がり（基礎梁）幅は 150mm 以上とする。
- (2) あばら筋は、D13@150mm 以上とする。

立案日：2012.6.18